

該 当 項 目 別 添 付 図 書 一 覧 表

該 当 項 目 ・ 番 号		同 時 申 請		開 発 指 導 要 綱 協 議 書			備 考	
		都 市 計 画 法 第 3 2 条 協 議 申 出 書	開 発 指 導 要 綱 協 議 申 出 書	申 出				
				位 置 指 定 道 路 の 築 造	中 高 層 建 築 物	10 戸 以 上 の 共 同 住 宅 ( ※ 小 世 帯 及 び 長 屋 を 含 む )		
1	都 市 計 画 法 第 3 2 条 協 議 申 請 書	○						
2	開 発 指 導 要 綱 協 議 申 出 書		○	○	○	○		
3	協 定 書		○	○	○	○		
4	区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 一 覧 表	○		○				
5	委 任 状	○		○	○	○		
6	申 請 者 印 鑑 証 明 書 ・ 代 表 者 事 項 証 明 書	○		○	○	○		
7	事 前 相 談 書 ・ 事 前 協 議 書 ( 写 )	○		○	○	○		
8	各 課 協 議 経 過 書	○		○	○	○		
9	設 計 説 明 書	○						
10	従 前 の 公 共 施 設 ・ 新 た な 公 共 施 設 の 一 覧 表	○						
11	土 地 登 記 簿 謄 本	○						
12	権 利 者 の 同 意 書	●						
13	権 利 者 印 鑑 証 明 書 ・ 代 表 者 事 項 証 明 書	●						
14	地 籍 図 ( 公 図 )	○		○	○	○		
15	工 場 危 険 物 調 査 書	○						申 請 用 途 が 工 場 の 場 合 に 添 付
16	現 況 写 真	○		○	○	○		
17	新 た に 建 築 基 準 法 の 制 限 を 受 け る 敷 地 の 権 利 者 と の 協 議 経 過 書	○		○				新 た に 建 築 基 準 法 上 の 制 限 ( 斜 線 制 限 等 ) を 受 け る こ と と な る 敷 地 の 権 利 者 が い る 場 合 に
18	要 約 書	○		○				
19	そ の 他 の 同 意 書	○						
20	道 路 明 示	○						
21	里 道 ・ 水 路 明 示	○						
22	都 市 計 画 施 設 ・ 用 途 明 示	○						
23	中 高 層 建 築 物 等 建 築 計 画 書		○		○		中 高 層 建 築 物 の 場 合 に 添 付	
24	誓 約 書 ( 電 波 障 害 )		○		○			
25	隣 地 土 地 登 記 簿 謄 本		○	○	○	○	工 業 地 域 内 の 住 宅 建 築 の 場 合 に 添 付	
26	管 理 人 表 示 書		○			○		
27	誓 約 書 ( 管 理 人 )		○			○	小 世 帯 向 共 同 住 宅 の 場 合 に 添 付	
28	履 歴 事 項 全 部 証 明 書 ( 管 理 人 )		○			○		
29	標 識 設 置 届		○	○	○	○	小 世 帯 向 共 同 住 宅 及 び 中 高 層 建 築 物 の 場 合 に 添 付	
30	標 識 設 置 を 証 する 写 真		○	○	○	○		
31	協 議 範 囲 図		○	○	○	○		
32	権 利 者 一 覧 表		○	○	○	○	工 業 地 域 内 の 住 宅 建 築 及 び 中 高 層 建 築 物 の 場 合 に 添 付	
33	近 隣 協 議 報 告 書		○	○	○	○		
34	周 辺 地 域 住 民 へ の 周 知 報 告 書		○				説 明 会 に よ る 周 知	
	開 催 に よ る 周 知 範 囲 が わ か る 位 置 図 等		○					
	周 辺 地 域 の 住 民 一 覧 表		○					
35	開 催 案 内 及 び 開 催 結 果 が 分 か る 資 料 ( 説 明 会 に 用 いた 資 料 等 )		○			資 料 配 布 に よ る 周 知		
	周 辺 地 域 住 民 へ の 周 知 報 告 書		○					
	周 知 範 囲 が わ か る 位 置 図 等		○					
36	周 辺 地 域 の 住 民 一 覧 表		○			掲 示 及 び イ ン タ ー ネット に よ る 周 知		
	配 布 し た 書 面		○					
	周 辺 地 域 住 民 へ の 周 知 報 告 書		○					
36	掲 示 場 所 が 分 か る 位 置 図 等		○			掲 示 及 び イ ン タ ー ネット に よ る 周 知		
	掲 示 の 状 況 の 写 真		○					
	閲 覧 ペ ー ジ の 写 し ( U R L 含 む )		○					

●12・13番図書については、各1部ずつ用意するものとし、原本については法第29条申請に添付。  
法第32条・指導要綱申請は写しの添付としてもよい。ただし各種申請同様、同意書・証明書等の有効期限は発行日より3ヶ月であるので注意すること。

■ 原本照合可とする。  
また、20.21.22の各種明示を除き、有効期限は発行日より3ヶ月以内であるので注意すること。

該 当 項 目 別 添 付 図 書 一 覧 表

該 当 項 目 ・ 番 号		同 時 申 請		開 発 指 導 要 綱 協 議 書			備 考
		都 市 計 画 法 第 3 2 条 協 議 申 出 書	開 発 指 導 要 綱 協 議 申 出 書	申 出			
				位 置 指 定 道 路 の 築 造	中 高 層 建 築 物	10 戸 以 上 の 共 同 住 宅 ( ※ 小 世 帯 及 び 長 屋 を 含 む )	
1	付 近 見 取 図 ( 都 市 計 画 図 ) 1/2500 以 上	○	○	○	○		
2	現 況 図 1/500 以 上	○	○	○	○		
3	土 地 利 用 計 画 図 々	○	○	○	○		
4	造 成 計 画 平 面 図 々	○	○				
5	造 成 計 画 断 面 図 々	○					
6	排 水 計 画 平 面 図 々	○	○	○	○		
7	給 水 計 画 平 面 図 々	○					
8	下 水 道 縦 断 図 々	○					
9	排 水 施 設 構 造 図 々	○					
10	流 末 ( 水 路 ) 構 造 図 々	○					
11	雨 水 流 出 抑 制 施 設 構 造 図 々	○					
12	雨 水 流 出 抑 制 施 設 計 算 書 々	○					
13	道 路 横 断 図 々	○					
14	道 路 縦 断 図 々	○					
15	全 体 及 び 公 共 施 設 求 積 図	○	○	○	○		
16	建 築 物 の 各 階 平 面 図 1/200 以 上	○	○	○	○		
17	建 築 物 の 立 面 図 々	○	○	○	○		
18	建 築 物 の 断 面 図 々	○	○	○	○		

※該当項目が重複する時は、それぞれの該当する○印の添付図書で作成してください。

※都市計画法第32条と指導要綱協議は同時に申請してください。(32条の正・副本及び指導要綱の正・副本は分冊としてください。) 正・副本の合計が4部 + 各課提出用(各課提出先は開発指導課にお問い合わせください。)

※○印以外の添付図書を求める場合もありますので、詳しくは開発指導課にお問い合わせください。